

最賃格差を拡大させてきた A～D ランクの目安制度

目安制度による引き上げによって、最低賃金の地域格差が拡大した。最低賃金全体は、生活保護額との整合性「働いても生保以下＝ワーキングプア」是正で 2008～2012 年の 5 年間で全国加重平均 62 円(687 円→749 円)の増額がなされた。その後はアベノミクス「官製春闘」により、2 ケタの引き上げが続いてきた。それでもなぜ労働者の平均賃金がこれほど低下したのか？ その疑問は後で考える。

目安制度化の最低賃金引き上げは、必然的に地域格差拡大を生む。

☆本来の姿ならば各県ごとの経済指標に基づき最低賃金引き上げがきまる。しかし「奇跡的な地域経済の成長」でもない限り、地方が都会以上の経済成長を実現するのは至難の業。飲食店もコンビニも衣料品店も全国チェーンに置き換わり、労働者も都会を目指す。

☆そもそも各県ごとに経済指標・賃上げ状況・経営状況を調査・反映できる能力が各県労働局にあるのだろうか？ 東京でもめぐろ労協としての東京都労働局への要請で指摘したのだが、春闘の賃上げ額など様々な数値で東京都の労働行政が把握している数値のほうが、東京地区最低賃金審議会に提出される数値より高い。しかし東京労働局は東京都まとめの数値は「調査・参照していない」という。

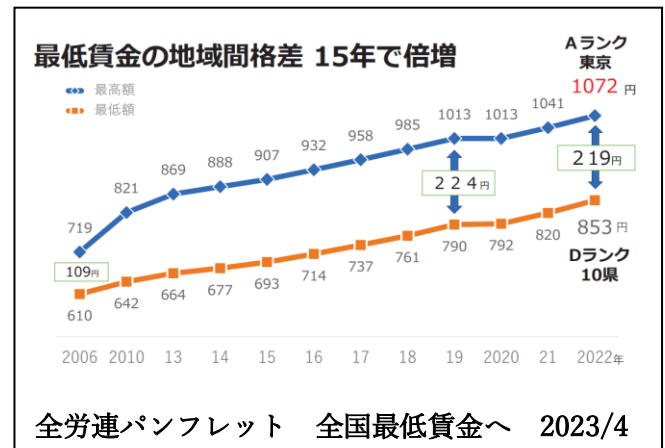
☆最低賃金の引上げ目標が、日本経済のために政府目標として設定されると、それを達成するためには、加重平均(労働者数を換算した平均)引き上げには、最賃影響の労働人口の約半数を占める A ランク 7 都府県の最賃引き上げ額をまず考えるのは必須。そこからランクにより下げた額が B～D ランクに目安として示される。格差がつくのが目安制度：ランク制度である。

☆最低賃金格差拡大が問題とされていらい、2020 年コロナ禍を理由に全国引上げ 0、2021 年全国一律 21 円引き上げ、2022 年 AB ランク 31 円 CD ランク 30 円引き上げ。2022 年はこれに対し 12 県で 1～3 円が各県で中央目安に上乘せして改定され、「地域格差の拡大」はこの 3 年止まり縮められている。旧 BC ランク各県の実際の最賃額の「逆転現象」も多く、ランク別引き上げ額の提示という目安制度はすでに破綻している。

東京では、中央最賃審議会の目安以上に地方最賃が引き上げることはなかった。東京・神奈川で加重平均最賃労働者の 4 分の 1 を占める。もし東京で 1 円でも 2 円でも目安額を上回れば、全国の最賃額を引き上げることができた。目安制度の下、東京の最賃は抑え込まれていたといえる。物価上昇率でも賃金上昇率でも東京は全国平均より高いのに、東京での引き上げ根拠などに目がいかなかった。目安制度は本来の都道府県ごとの最賃決定とはかけ離れたものであった。東京・神奈川にしてもなぜそこに 1 円の格差があるのか、定かではない。

格差はなくなるのか

必然的に地域格差を拡大してきた目安制度に対して、今回の目安制度見直しの結論は、「目安制度そのものは維持し、目安額の根拠はわかりやすくする」とした。そして「今後の目安審議においては最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータの状況次第では下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得ることを確認した」(4 月 11 日加藤厚労大臣、閣議後記者見) 引き上げ目安額が、A ランクよりも C ランクのほうが高いこともありうる ということ。これ以外に格差解消につながる要素はない。3 ランク制は旧 BC ランク間の「逆転現象」を覆い隠し、労働人口の約 1 割の新 C ランク 県＝853/854 円の最賃低額県を囲い込むに過ぎない。地域格差は解消されない。



- ① 各ランク内の格差は解消しない。 A ランク 1072 円(東京)～984 円(千葉)間の 88 円の格差
B ランク 968 円(京都)～855 円(徳島)間の 113 円の格差
は、どうやって圧縮・解消、あるいは根拠づけするのか？ ランク別目安額の提示はこのランク内格差の固定化・拡大につながるのではないか
- ② ランク別目安額を、格差の現状のままランクごとに示すのであれば、その根拠が一層問われる。引上げ根拠数値の精査・中央審議会の審議過程の公開が求められるが、今回の決定ではほとんど前進が見られない。
- ③ 最賃労働人口の約 1 割を C ランクに押し込んだのなら、全国格差の解消・圧縮にはこの C ランクこそ A ランクを上回る目安を全国最低賃金下限額として示すべきである。853 円県 854 円県ともに全国加重平均 961 円まで引き上げるといった目安額提示が必要である。

目安・ランク制の下で格差縮小を図るなら

このままでは格差は解消せず、縮小もむずかしい。

今回もう一つの課題だった、「加重平均1000円達成後の目標」自体は、「1,000 円達成後の最低賃金引上げの方針については夏以降議論を行っていきたいと言われている」((4 月 11 日加藤厚労大臣、閣議後記者会見)) とされ先送りされた。2023 年最賃が 4%以上引き上げられれば 1000 円の目標は達成される。もう目前の加重平均 1000 円以降を考えると切り離しての目安制度検討は、本来おかしい。

- ①各ランク内の格差を拡大・固定化せず、3 ランク制ならせめて 3 ランクの最低賃金=A ランク 1200 円、B ランク 1100 円、C ランク 1000 円を目指すというような展望を示し、ランク内格差・ランクごとの格差をなくす目安を 2023 年に出すべきである。
- ②東京など都市圏:A ランクに本社のある企業は、全国で A ランクの最低賃金による時給とすべきである。「メガネの JEENZ」などいくつかの企業でとくまれているが、同一マニュアルによる同一価格の商品に提供=同一労働に対する同一賃金。支払い能力も同一ではないか。アメリカでもニューヨーク州により、ファースフードなど最も高いニューヨーク市最低賃金の州内適用が定められている。全国でも、現行制度下の東京最低賃金審議会でも規制を行うべきである。先行して経済成長をする都市の責任ではないか。

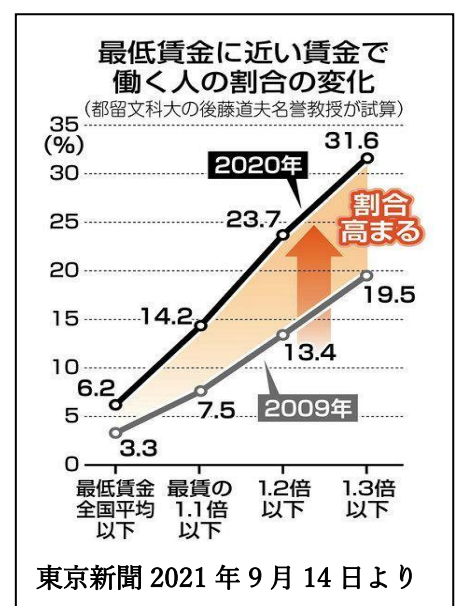
目安制度、最低賃金決定方式そのものを見直すべき

現行の日本の最賃制度は、以下の最賃法第 3 条により「最低賃金は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。」とされており、それをもとに前述の中央目安から各県最賃決定となる。しかし目安制度の行き詰まりがあらわすように、これらを根本から見直すべき時に来ていると考える。

全労働者の 3 分の一の賃上げが最賃引き上げ

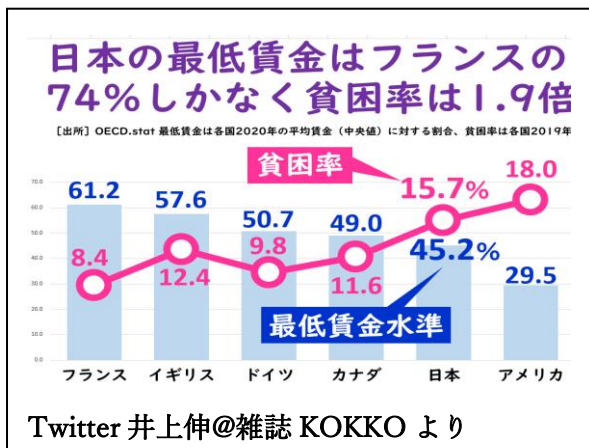
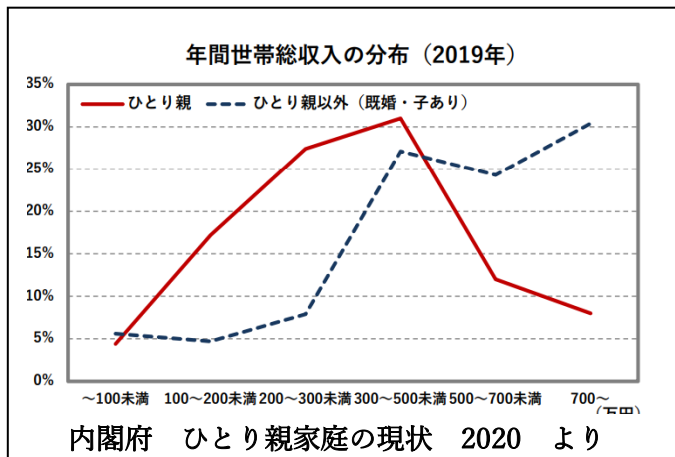
最賃労働者は、少数の家計補助労働者ではなくなっている
まず非正規労働者がこの 30 年間で、全労働者の 2 割から 4 割を超え 5 割近くにまで増加した。

また全労働者中 15%近くを最賃近傍労働者が占める。最賃の 1.3 倍の賃金(東京なら 1394 円:月給 24 万円以下)で考えると全労働者の 3 割を超す。この多くが非正規労働者であり、この 20 年急速に増加し、さらに増え続けている。日本の労働者の 3 分の一の賃上げを決めるのが最低賃金引上げである。



世帯の主たる生計維持者が最低賃金

この中にはひとり親家庭(その9割は母子家庭)のほとんどが含まれる。子育てのみならず、老人介護世帯でも同様。最低賃金は、単身世帯のみならず、2人以上の世帯も支えている。すでに一部の賃上げでなく、日本経済の貧困と格差の問題である。



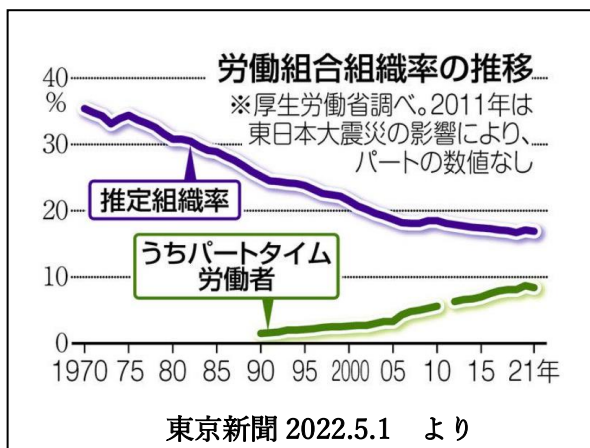
格差と貧困を改善するために

日本で貧困化が進み、格差社会が深刻化している。これに対して、最低賃金を引き上げることで改善を図る。欧州では、賃金中央値の60%に最低賃金をというEU指令が発行している。今後の最賃議論に向け後でまた考える。

春闘結果の反映ではすまない

日本の労働組合に加入する組織労働者は、20年前の20%から16.5%まで低下。パートタイム労働者の組織率は8.5%に過ぎない。(厚生労働省 2022年12月16日「労働組合基礎調査」)(東京では25.3%:2022年12月19日東京都産業労働局)

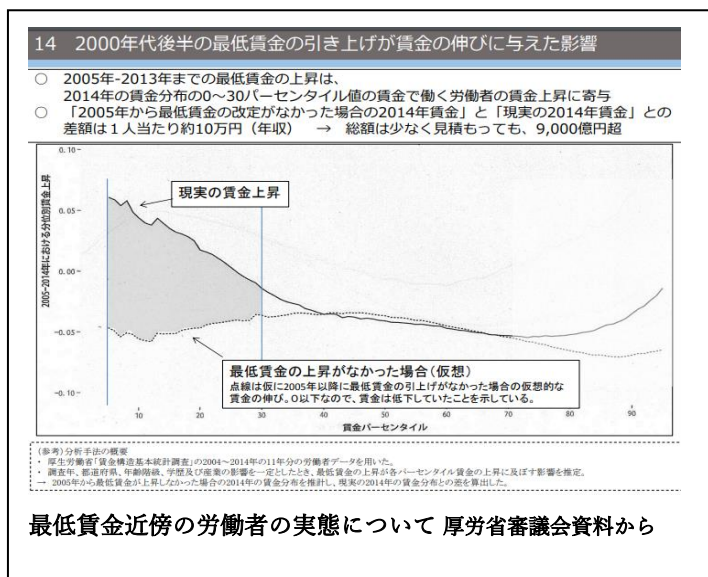
全労働者の3分の1近い最賃近傍・影響される労働者のうち、組織された労働者は1割以下である。1978年最賃目安制度発足時、組織率も高く、「春闘」による相場形成、各地域でも共同行動により中小・地場産業にまで賃上げを及ぼせた時とは全く状況をことにする。いまだに最賃法の「類似の労働者の賃金」を、春闘による賃上げ率として、「春闘結果が出るまで最賃改定はできない」かのような最賃再改定に対する労働側の受け止めは、春闘に対する意気込みとしてはわかるが、まったく外れている。職場に1割以下の非正規がいなかったころは、正規を中心とした労働組合の賃上げ闘争を、すべての労働者に反映させるといった。しかし今日は非正規労働者の賃上げなくして、賃上げはない。



最賃上がってきたのになぜ労働者平均賃金が低下?

最低賃金が上がれば、全労働者の平均賃金も上がるはず。右図は厚生労働省賃金課作成審議会資料よりしかし日本の平均賃金は下がり続けてきた。

- ①中高年層を中心に、最賃UPを上回る賃下げが行われた?可能性は高い。
- ②労働人口自体が給与の低い飲食・サービス業などに移った? 転職・再雇用などが「雇用維持」
- ③デフレと日本経済全体の沈下=すくなくとも国際比較では影響あり



しかし 最大の問題は、労働組合の「弱体化」にあるのではないか。

「賃金は労使で決める」労側が「生計費」など生活困難を主張—VS—使側が「払えない 支払い能力主張」この基本プロセス自体が機能しなかった。最賃の場のみでなくすべての賃金交渉でのベースになるこの攻守が機能しなかったのではないか。もちろん雇用維持とか、企業の重層構造：下請けが価格転嫁できない、など様々な要素はあるが、企業内の労組が、産業別・業種別、地域別の波及効果を追求せず、孤立した取り組みしかなかったのではないか。

最低賃金をどう上げるか

まずは非正規労働者の組織化、といっても最低賃金大幅引き上げの実現に向けた運動をともにすることが第1歩ではないか。賃上げができることが必要である。2023 春闘での非正規春闘の取り組み、「物価高の中、まず賃上げ要求しよう」を生かして、最賃大幅引き上げを求めよう！

最新の各国の最低賃金 時給		2023・4 日黒労協作成	
フランス	1620 円	11.27 ユーロ	2023.1～
イギリス	1708 円	10.42 ポンド	2023.4～
ドイツ	1726 円	12 ユーロ	2022.10～
オーストラリア	1881 円	21.38 オーストラリア\$	2022.7～
韓国(週休手当込)	1152 円	1 万 1,544 ウォン	2023.1～
日本	961 円(全国)	1072 円(東京)	2022.10～

賃金中央値の 60%以上=EU 指令を生かして

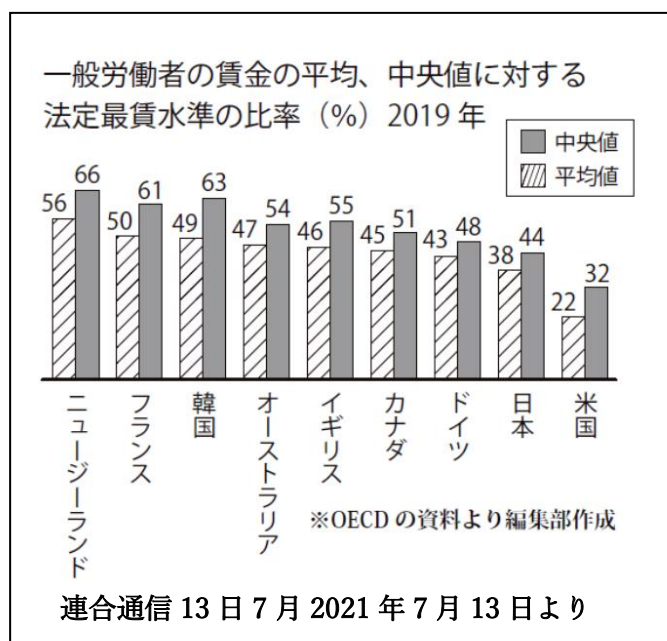
最新の各国の最賃：このうち英＝「賃金中央値の 3分の 2」、独は「賃金中央値の 60%」を根拠にした額である。本来、産業別労使交渉の長い実績をへて、「賃金は労使で決める」原則にあった国々が、非正規雇用増大、組織率低下、サービス業など産業別協約賃金の枠組みから外れる労働者の増加、そして移民労働者を含め格差・貧困の拡大に対して、国や政府が介入して最低賃金を決めることが英 1998 年以降、独 2014 年から始まる。英は労使参加の低賃金委員会のもと政府が最低賃金を決める。独最賃 12 ユーロ化は、労使参加の最低賃金委員会を飛び越えて大幅引き上げの特例として政府が決めた。今後は従来の委員会方式に戻ることになる。様々な論議の末に労使交渉・協約賃金の及ばない労働者も含め全労働者の賃金底上げをはかる必要があるとしたのだ。そして EU 全体にも、労働者の団結権・交渉権の向上に配慮しながらも、社会的政策としてこの「賃金中央値の 60%、平均賃金の 50%以上のいずれか」を求める EU 指令が 2022 年 10 月発足した。

中央最低賃金審議会が目安制度の見直しをしてもなお、格差解消と最低賃金額のあるべき姿を見いだせない今、政策として大幅な全国一律の最低賃金引上げ目標として、この EU 指令準拠を求めたい。

日本の賃金中央値は 398 万円(厚労省) 60%の時給換算は 1170 円

国税庁の「令和 2 年分民間給与実態統計調査」での中央値は 399 万円。この 20 年の賃金低下で平均値も中央値も下がり、とても英・独などには及ばないが、全国統一のベースとしてまず政治的にこれに移行することを求めたい。(東京の中央値は 432 万 4800 円((2020 年賃金構造基本統計調査)時給 1272 円)

地域格差はどこかで思い切って埋めない限りなくなる。東京の最賃を引き上げずに全国が追いつくの待つわけにはいかない。全国一律のために、東京に本社を持つ企業は全国で東京最賃を支払うことを義務付けるか、全国各県の統一水準を 1 回別の物差しで定めるしかないと考える。



2023 最低賃金 どうする？

このままでは、また中央最低審議会のランク別目安提示(年間物価上昇率4%程度—三十数円の引上げ・それでも過去最高?)→各県最低賃金審査会審議→各県別最賃 10月1日から、という例年のスケジュールの踏襲しか、厚労省・中賃・各県労働局・各県審議会は考えていない。今回の目安安全協まとめにも、改定時期の前倒しについて触れられているが、「早めよう」と「年末がいい」との両論併記に終わっている。物価高騰にあえぐ労働者の声は伝わっていない。どうする？

中央最低賃金審議会に、審議の公開、引き上げ根拠の明示化をもとめよう！

- ①最賃目安を従来どおりできめさせない、目安安全協報告も、すくなくとも「公・労・使三者の会議は公開」が必要と期されており、すべての審議の資料・議事録公開、目安安全協の会議公開を行わせる。
- ②最低賃金を、ある意味では政治の介入を許さず「労・使」で決めたいといわんばかりの報告である以上、「労」側に、当事者：最低賃金近傍労働者の声を生かさせるために、公聴会開催や意見陳述・パブリックコメントの実施をせまろう。
- ③目安の根拠数値の早期提示と精査を。中賃では各県の数値を一覧表にしたものが出るが、全体数値しか話題にはならない。しかし今回の目安安全協検討でも露呈したように、各県数値は調査母数が少なく統計処理できないなど多くの問題があるはず。特に「生計費」や「賃上げ集計」などは精査が必要なはずである。

地方最低賃金審議会に、中央以上の審議公開、目安以上の大幅引き上げを！

- ①特に東京では、議事録・審議会公開など中央最賃審議会よりはるかに進んでいない。地方審議会での審議開始以前に、審議過程や資料・議事録の公開や、意見陳述の場の設定などを早期に求めよう。
- ②厚労省・中央最賃審議会の引き上げ目安の全国集計の各県版の精査を行い、是正させる。特に東京では東京都産業局集計が全く生かされていないなど問題が多い。物価高の先頭を走る東京こそ大幅引き上げをもとめよう。
- ③日本と同様全国一律でなく、連符最賃が低いアメリカでは住民投票で連符より高い州・市の最低賃金を決めているところも多い。全国最賃制度がないスイスでも同様である。地方格差解消へ政治の声を反映させる。東京では、各区市議会への陳情活動、都議会への働きかけを行なおう。

社会的運動として最低賃金引き上げを呼びかけよう

- ①「格差と貧困の拡大」にたいする最低賃金の大幅引き上げを求める社会的運動を。労働組合に組織されていない最賃労働者も含めた運動化を考えよう。
- ②岸田内閣の「公的価格部門の賃上げ」を、介護・保育・医療などの分野の全国最低賃金設定につなげていこう。
- ③最賃近傍労働者である非正規公務員や公務委託労働者など、支払い能力論の影響のない官製ワーキングプアの賃上げを、労働運動・社会運動両面で地域から追求しよう。



2年かけて検討された最低賃金目安制度の見直しが、A~D4ランクを3ランク制に改めることに終わった。地方格差拡大という問題認識は目安安全協の中で共有されたようだが、結論はその解決策になっていない。同時に、2023年並行して行われた、最低賃金の早期再改定をもとめる運動にたいして、そして物価高騰にあえぐ労働者の最賃引き上げの期待にも、中央最低賃金審議会は答えなかった。従来型の最低賃金決定方式は抜本的に改めるしかない。格差と貧困の拡大をただす最低賃金制度が求められている。 以上